

大山町魅力発信業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

大山町総合戦略課

## 【 目 次 】

1	公募型プロポーザルの目的.....	1
2	事業概要.....	1
3	参加者要件.....	1
4	参加資格要件.....	1
5	企画提案参加申出書の提出.....	1
6	質問及び回答.....	2
7	企画提案書の提出.....	2
8	審査及び評価.....	2
9	企画提案書の無効・参加資格の喪失.....	4
10	審査結果及び契約等.....	4
11	その他留意事項.....	5
12	スケジュール.....	5
13	担当課.....	5

## 1 公募型プロポーザルの目的

大山町（以下「本町」という。）の魅力・認知度・好感度の向上を図り、将来的な移住・定住および関係人口の創出につなげるため、専門的知見を有する受託者が、本町のシティプロモーション戦略に基づき戦略的な情報発信を行う。本業務は、単なる既存情報の拡散ではなく、受託者がプロデューサーとして町内の事業者および住民の活動現場に入り込み、本町の「選ばれる理由」となる新たな価値を掘り起こし、コンテンツ化することを主目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務の名称 大山町魅力発信業務
- (2) 業務内容 別添「大山町魅力発信業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法等
  - ・ 随意契約
  - 選定された事業者と本業務について契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。
- (5) 契約期間 契約締結日から令和9年3月12日まで（予定）
- (6) 提案上限額 9,234,000円（取引に係る消費税及び地方消費税含む）
- (7) 契約保証金 大山町財務規則第129条の規定のとおり

## 3 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 法人格を有し、かつ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体でないこと。
- (4) 税（国税、県税及び市町村税）の未納がないこと。
- (5) 拠点が国内にある事業者。
- (6) 本町との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できるものであること。

## 5 企画提案参加申出書の提出

- (1) 企画提案参加申出書の提出  
本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。なお、様式を指定する書類は、本町ホームページからダウンロードすること。
  - ア 企画提案参加申出書（様式1）
  - イ 会社概要書（様式2）
  - ウ 業務実績調書（様式3）
  - エ 暴力団又は暴力団員ではないこと等に関する表明・確約書（様式4）
  - オ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

- カ 直近の事業年度の財務諸表その他の団体の財務状況を明らかにすることができる書類
- キ 税（国税、県税及び市町村税）の未納がない証明書
- ク 大山町税の未納がない証明書（大山町内に本社又は支社等を有する業者及びその代表者が町民の場合は代表者の証明書）
- ケ 役員名簿（様式5）

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和8年5月15日（金）から同年5月29日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出方法

本要領13に掲げる担当課へ電子メールにて提出のこと。

(3) 参加資格の通知

提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「参加資格審査結果通知書（様式6）」を電子メールにて応募者に通知する。

## 6 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、「質問・回答書（様式8）」を使用し、実施要領及び仕様書に関する事項に限る。

(2) 質問方法

ア 提出期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）午後5時まで

イ 提出先

本要領13に掲げる担当課の電子メールアドレスに提出すること。電話、来庁等の口頭による質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年5月29日（金）（予定）までに、本町ホームページにて公表する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別紙企画提案書作成要領に基づき作成すること）

(2) 提出方法

ア 提出期間

参加承認日から令和8年6月19日（金）午後5時まで

イ 提出先及び提出方法

本要領13に掲げる担当課へ持参又は送付（共に提出期間内必着）

## 8 審査及び評価

(1) 審査会の設置

大山町魅力発信業務プロポーザル審査会（以下「審査会」を設置し、企画提案書の審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の内容について審査を行うため、提案書によるプレゼンテーションを実施す

る。

(3) 日時

令和8年7月上旬頃までを予定（参加申込者に後日通知する）

(4) 場所

参加申込者に後日通知する

(5) 持ち時間等

プレゼンテーションは30分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査会からのヒアリングを30分程度設ける。ただし、参加申込者数によって変更することがある。

(6) その他

ア 開催日時の詳細は、改めて参加申込者に通知する。

イ 企画提案書提出後の内容の差し替え及び追加は認めない。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングは、必ず業務の従事予定者が行うこととする。

エ 審査は、別に定める大山町魅力発信業務公募型プロポーザル審査会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、採点結果は公表しない。

オ 企画提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書は返却しないものとする。

(7) 評価方法

それぞれの審査委員が、次表の審査項目ごとに評価を行う。評価項目の評価視点に基づき5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

審査項目	評価の視点	係数	配点
業務執行体制・実績	【専門性と信頼性】 ・地域ブランディング等における類似業務の受託実績が豊富か。 ・メディア、SNS、インフルエンサー施策の各分野に精通したスタッフが適正に配置されているか。	× 3	15
戦略の理解度・合致性	【戦略的ターゲットの把握】 ・大山町シティプロモーション戦略の意図（**「町外在住の個人」**への重点化、移住定住への繋がり）を深く理解しているか。 ・本町が目指す「持続可能な地域づくり」を具現化する中長期的な視点があるか。	× 4	20
コンテンツ創出の能動性	【自立的な素材発掘力】 ・委託者（町）からの素材提供を前提とせず、自ら現場（住民・事業者）から**「選ばれる価値」を掘り起こす具体的な手法**が示されているか。 ・既存情報に頼らない独自のコンテンツ企画力があるか。	× 5	25
住民・事業者との共	【住民・事業者との共創】		

創	・現場に入り込み住民や事業者と直接リレーションを築く意欲があるか。 ・現場での技術指導（撮影等）を通じて、地域の自立的な発信力を底上げする視点があるか。	× 3	15
施策の具体性・実現性	【メディア・SNS 施策の質】 ・メディアプロモートや SNS 運用、インフルエンサー活用について、具体的かつ実現可能な数値目標とスケジュールが提示されているか。	× 3	15
管理体制・アドバイザー業務について	【即応性とパートナーシップ】 ・町との連携（定例報告・現地臨場）が実効性のある計画か。 ・町の指示への即応性、および専門的見地からの相談・助言機能が備わっているか。	× 2	10
合 計			100

※評価基準は以下のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価基準	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	非常に劣っている
評価点	5点	4点	3点	2点	1点

## 9 企画提案書の無効・参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要綱 2 にある上限額を超えた場合
- (4) 本要領 4 に示す参加資格の要件を欠くことになった場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (6) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合

## 10 審査結果及び契約等

### (1) 候補者の決定

審査会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、採点結果は公表しない。

### (2) 結果の通知

選定結果については、令和 8 年 7 月中旬ごろまでに全提案者にプロポーザル審査結果通知書（様式 9）で結果を通知するとともに、候補者については、本町ホームページにて公表するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

### (3) 契約等

本町は、選定事業者として特定された者と本要領 3 に示した内容で交渉を行うが、辞退その他の理由により選定事業者の協力企業と契約できない場合は、次順位の者から順に契約交

渉を行う。

## 1 1 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- (7) 提案にあたって著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

## 1 2 スケジュール

実施内容	実施期間
公告及び実施要領の公表	令和8年5月15日（金）ホームページに記載
質問受付期間	令和8年5月22日（金）午後5時までに電子メールで
質問回答日	令和8年5月29日（金）（予定）までにホームページに記載
参加表明書受付期間	令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）
参加資格通知	令和8年6月上旬ごろ（予定）までに電子メールで
企画提案書受付期間	参加承認日から令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション参加通知	令和8年6月下旬ごろまでを予定
プレゼンテーション	令和8年7月上旬ごろまでを予定
結果通知	令和8年7月中旬ごろまでを予定
契約締結	令和8年7月中旬ごろまでを予定

## 1 3 担当課

〒689-3211  
鳥取県西伯郡大山町御来屋328  
大山町役場総合戦略課  
TEL：0859-54-5203  
電子メール：senryaku@town.daisen.lg.jp